

総社市告示第19号

総社市住宅新築助成金交付要綱（平成30年総社市告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(助成事業の認定申請) 第5条 略 <u>2 前項に規定する認定申請書の提出の期限は、令和3年3月31日とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u> <u>1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>(この告示の失効)</u> <u>2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(助成事業の認定申請) 第5条 略</p> <p>附 則 <u>この告示は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

附 則
この告示は、公布の日から施行する。